

# 大分県報

令和二年  
第八八号  
三月十三日

(金曜日)

## 目次

### 告示

道路区域の変更(二件) .....  
道路の供用開始(三件) .....

### 告示

#### 大分県告示第百五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道玖珠山国線	玖珠郡玖珠町大字古後字 柚ノ木二四番二から 玖珠郡玖珠町大字古後字 柚ノ木一六六番四まで	前	A 二四・八 メー ト ル 六・四	一、八六五・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	A 九〇・三 六・四	一、八六五・〇	
	玖珠郡玖珠町大字古後字 柚ノ木二四番二から 玖珠郡玖珠町大字古後字 柚ノ木一六六番一まで	後	B 九〇・三 一・二・三	一、六一四・〇	

令和二年三月十三日

大分県報(告示)

一

県道書曲野田線  
玖珠郡九重町大字松木字  
井尻九四番二から  
玖珠郡玖珠町大字岩室字  
棚田二四六番六まで

後	前
B 二六・七 一〇・二	A 一三・〇 五・三
一、三八六・七	一、三七八・七

#### 大分県告示第百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
一般国道二一二号	日田市大山町西大山字松原八四六八番二地先から 日田市大山町西大山字松原八四七八番二まで	前	メー ト ル 二一・〇 一・一・七	二二八・〇
		後	五三・九 三六・九	一二八・〇
	日田市大山町西大山字松原八四七七番四から 日田市大山町西大山字松原八四九〇番一地先まで	前	二一・五 八・八	二六七・一
	日田市大山町西大山字松原八四七七番四から 日田市大山町西大山字松原八四九〇番一まで	後	三四・〇 一五・四	二六七・一



その関係図面は、令和二年三月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道宝珠山日田線

日田市大字鶴河内字飯屋九二八番二から  
日田市大字鶴河内字飯屋九二八番二地先まで

日田市大字鶴河内字台平三三一四番一地先か  
ら

令二・三・一三

県道和田大鶴停車場線

日田市大字鶴河内字台平三三四六番一まで

令和二年三月十三日

大分県報(告示)

三